

## 大規模スポーツ大会開催支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪府（以下「府」という。）が、大阪への大規模スポーツ大会の誘致・開催を促進するために行う、大規模スポーツ大会開催支援事業（以下「支援事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「支援大会」とは、支援事業において支援する大規模スポーツ大会で、府と共催するものをいう。
- (2)「公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会加盟団体規程第2条に規定する要件を全て満たし、公益財団法人日本オリンピック委員会により加盟団体として認められたものをいう。
- (3)「公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体規程第2条第1号、第3条及び第4条に定める団体をいう。
- (4)「公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体」とは、公益財団法人日本パラスポーツ協会定款第5条第1項第1号に定める団体をいう。
- (5)「各団体」とは、公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体及び公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体等、国内統括競技団体をいう。

### (支援事業の対象となる大会)

第3条 支援事業の対象となる大規模スポーツ大会は、次の全ての要件を満たすことを基本とし、国内外から多くの観客・選手が集まり、大阪のスポーツ振興及びスポーツツーリズムの推進、都市ブランドの確立等が期待されるものとする。

- (ア)開催地が大阪府内であること。
- (イ)国際競技連盟など各競技を統括する国際団体（アジア競技連盟等の地域の統括団体を含む。）が主催又は公認等すること。
- (ウ)各団体が主催又は主管等すること。
- (エ)観客数15,000人以上かつ参加国数10か国以上が見込まれること。
- (オ)テレビ放映（地上波、衛星）等により、強力に大阪の都市魅力の発信が見込まれること。
- (カ)支援大会の開催を通じて、大阪府スポーツ推進計画における基本理念として掲げた3つの視点「する」「みる」「ささえる」各々の活動の促進につながるよう、府と連携したスポーツ振興事業を実施すること。具体例として、アスリートとの交流や競技体験、親子観戦招待や学校単位での観戦企画、ボランティアの参加等。
- (キ)大会の開催にあたって、広報配布物や会場装飾等に、府の名義を表示すること（府の名義の素材は府が提供する）。また、大会を通じて府の魅力を発信する取組として、動画や広告の掲出、支援大会に係る写真や動画など素材の提供、取材等、府からの協力依頼に対し、特段の支障がある場合を除き応じること。
- (ク)支援決定年度中に大会が開催されること。

### (支援事業の対象団体)

第4条 支援事業の対象となる団体は、支援大会を開催する次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1)各団体
- (2)大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人（大会組織委員会等）

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する団体は、この要綱に基づく支援事業の対象団体としない。

- (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第五十八号)第二条第四号に規定する暴力団密接関係者
- (2)法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- (3)公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者
- (4)法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反しているもの
- (5)所属する国際競技連盟が国際大会への参加資格を停止されているなど、関係機関から何らかの処分を受けている、若しくは団体やその体制などに何らかの疑義が生じているもの

(支援内容)

第5条 経費の支援額は、予算の範囲内において決定する。

- 2 支援対象経費は、大会の開催に係る会場関係費(会場借上費、会場設営費及び機材費)、警備・安全対策費(感染症対策費を含む。)、競技運営費、広報宣伝費及びその他知事が大会開催のため必要と認める経費とする。ただし、使途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとする。
- 3 府名義の使用、府広報媒体による支援大会PR及びその他の支援が必要な場合は、都度、府と協議するものとする。
- 4 第1項に定める経費の支援は、第9条第1項の協定に基づく分担金とする。

(事業計画書等の提出)

第6条 府の支援を受けようとする団体は、大規模スポーツ大会開催支援事業計画書等(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1)スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコード<中央競技団体向け>に係るセルフチェックリスト(ただし、申請者が第4条第1項第2号に掲げる法人で、予選大会を含む参加国数が30か国以上又は開催事業費が2億5千万円以上の国際競技大会については、同庁が公表している「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制の在り方に関する指針」(令和5年3月30日)に基づくセルフチェックリスト)(以下「セルフチェックリスト」という。)

(2)その他知事が必要と認める書類

3 原則として、事業計画書の提出は一団体につき、一大会のみとする。ただし、同時期に開催するなど、複数の大会を一体のものとして開催する場合は一大会とみなし、提出することができるものとする。

(支援大会の内定通知)

第7条 知事は、前条の事業計画書等を受理した場合、その内容を審査し、支援すべき大規模スポーツ大会と認めるときは、予算の範囲内においてその金額を内定し、府の支援を受けようとする当該団体に対し、通知するものとする。

2 知事は、前項の支援すべき大規模スポーツ大会と認めるにあたっては、あらかじめ別途定める協議会の意見を聴いて決定するものとする。

(支援の申請)

第8条 前条の規定により内定通知を受けた団体は、大規模スポーツ大会開催支援事業申請書(様式第2

号)並びに要件確認申立書及び暴力団等審査情報(様式第3号)を所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1)大会開催に関する書類(国際競技連盟からの開催地決定通知等)
  - (2)その他知事が必要と認める書類

#### (共催協定の締結)

第9条 支援大会として選定された各団体又は大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人(以下「被支援団体」という。)は、大会の開催に向けて府と相互に協力して取り組むことについて、府と共催協定を締結する。

- 2 前項の場合において、府は、必要に応じて、被支援団体に対し追加書類の提出を求めることができる。

#### (分担金の減額)

第10条 知事は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、分担金の全部又は一部を減額することができる。

- (1)被支援団体が、事業計画書に記載する事項のうち全部又は一部を実施しなかったとき。
- (2)被支援団体が、前条に基づく協定に反して事務を処理したとき。

#### (経理)

第11条 支援大会の経理は、事業収支計画書等に基づき、被支援団体が行う。

- 2 府の分担金は、公正、公平、効率的に執行すること。
- 3 被支援団体は、府分担金取扱責任者を設置し、大規模スポーツ大会開催支援事業府分担金取扱責任者設置届出書(様式第4号)により府に報告する。
- 4 府分担金の管理に当たっては、口座管理による振込払を原則とする。
- 5 被支援団体は、支援大会の経費と他の経費とを区分して処理する。
- 6 知事は、前項に定める支援大会の経費について、被支援団体に対して随時、帳簿等の閲覧を求めることができる。
- 7 被支援団体は、帳簿その他の関係書類を支援大会の実施期間の属する府の会計年度終了後、10年間保存しなければならない。

#### (実績報告)

第12条 被支援団体は、大会が終了したとき(中止の承認を受けたときを含む。)は、原則として、その日から起算して60日を経過した日又は協定を締結した会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書、決算内訳書及びその他府が必要と認めた書類を様式第5号により府に提出する。

#### (解除及び府補助金等申請の一時停止)

第13条 知事は、被支援団体が支援大会の開催に当たり、正当な理由なく、第3条(カ)及び(キ)に規定する事項を実施しなかったとき、又は、被支援団体及び支援大会を主催又は公認等する国際競技連盟(アジア競技連盟等の地域の統括団体を含む。)等の事業運営において、著しく適正を欠く行為があったときは、第9条に基づく協定を締結しないこと又は解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、知事が協定を締結しないこと又は解除したことにより被支援団体に損害が生じても、府は、その賠償の責めを負わない。
- 3 第1項の規定は、第14条第1項に規定による支払うべき分担金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 4 知事は、第1項に基づき協定を締結しないこと又は解除したときは、当該処分を行った年度の翌年度から

5年間は、当事業及び大阪府大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金の支援対象者から除外することができる。

#### (分担金の支払)

第14条 知事は、第12条の規定による書類の提出を受けた場合において、その内容を精査し適正と認めるときは、分担金の額を確定し被支援団体に通知する。

2 知事は、前項に定める精査において、支援大会の準備、運営に係る手続等について、被支援団体に説明を求めることができる。

3 被支援団体は、第1項で確定した分担金の額を記載した請求書(様式第6号)を知事へ提出しなければならない。

#### (分担金の返還)

第15条 知事は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期日を定めて分担金の一部又は全部の返還を命じる。

(1) 知事が第10条の規定により分担金を減額した場合において、既に被支援団体にその額を超える分担金が支出されているとき。

(2) 知事が第13条の規定により協定を解除した場合において、既に被支援団体に分担金が支出されているとき。

#### (違約加算金又は延滞金)

第16条 知事が前条の規定により被支援団体に分担金の返還を命じた場合(ただし、同条第1号の規定による場合は、被支援団体の責めによらずに第10条第1号に該当した場合を除く。)においては、府は被支援団体にその命令に係る分担金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該分担金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させることができる。

2 知事が被支援団体に対し、前条第1号又は第2号の規定により分担金の返還を命じた場合において、被支援団体がこれを期日までに納付しなかったときは、被支援団体は当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付するものとする。

#### (延滞金及び違約加算金の計算)

第17条 知事が前条第1項の規定により被支援団体に違約加算金の納付を命じた場合において、被支援団体の納付した金額が返還を命じた分担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた分担金の額に充てるものとする。

2 知事が前条第2項の規定により被支援団体に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた分担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### (安全確保)

第18条 支援大会の開催時に、被支援団体は、その運営に関し、参加者等の安全確保に十分配慮するものとし、万一事故等が発生したときは、自らの責任において対応するものとする。

#### (個人情報の取扱い)

第19条 府及び被支援団体が、各々の業務により取得した個人情報(以下「取得個人情報」という。)は、各々が保有する個人情報とする。

- 2 府及び被支援団体は、各々が保有する取得個人情報を、相互に共同して利用する。この場合において、府及び被支援団体は、取得個人情報を共同して利用すること、利用する目的及び共同して利用する項目及び当該個人情報の管理に係る責任を有する者について、あらかじめ本人(当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。)が知ることができるよう措置を講ずる。
- 3 府及び被支援団体は、各々が保有する取得個人情報及び前項の規定により共同して利用する取得個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- 4 府又は被支援団体の故意又は過失により事故が生じた場合は、各々の責任及び費用負担によりこれを解決する。
- 5 府又は被支援団体の一方が、他方の保有する取得個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における当該個人情報の取扱いに係る管理状況について、他方に文書で報告する。
- 6 府及び被支援団体は、支援事業が終了したときは、各々が保有する取得個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。

#### (状況報告)

第20条 知事は、支援大会の円滑適正な遂行を図るため、必要があると認めるときは、その遂行状況に関し、被支援団体に対し報告させるものとする。

#### (申請内容の変更・取下げ)

- 第21条 被支援団体は申請内容に変更が生じたときは、速やかに大規模スポーツ大会開催支援事業変更承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、報告をもって代えることができる。
- 2 被支援団体は、第7条第1項の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
  - 3 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

#### (支援大会の全部又は一部の中止)

- 第22条 被支援団体は、支援大会の全部又は一部を実施しなかった場合、あらかじめ大規模スポーツ大会開催支援事業中止承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 被支援団体は、天変地異や不測の事故等、自らの責めによらない事由により、支援大会の全部又は一部を中止する場合、事前に府と協議した上で、前項の規定により、承認を受けなければならない。
  - 3 知事は、前2項の規定による申請を受けた場合、承認通知書により、当該申請団体に通知する。
  - 4 被支援団体の責めにより、支援大会の全部又は一部を実施しなかった場合、未実施になったことに伴う経費一切は支援の対象外とする。

#### (大阪府名義の使用)

第23条 被支援団体は、府の名義を使用して印刷物等を作成する場合には、事前に原稿を府に提出し、その承認を得るものとする。被支援団体は、協賛者等が府の名義を使用して印刷物等を作成する場合にも、同様の措置を行うものとする。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う分担金の返還)

第24条 被支援団体は、支援事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により支援大会に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定したときには、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一

部を返還させることがある。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行する。